

広島県

東広島市地域おこし協力隊 募集中

シャインマスカット発祥の地 安芸津町で
ぶどう栽培に挑戦!

募集期間 令和8年3月31日(火)まで

※応募状況等によって、予告なしに募集受付を停止・終了
する場合があります。

募集地域 安芸津町 募集人数 1名

募集テーマ ミッション型

ぶどう栽培を目的として安芸津地域で、主に次のような活動をしていただき、
ぶどうの産地化を実現していくことで、地域の活性化を目指します。

●就農予定地の整備 ●栽培技術の習得 ●販路の開拓 など

任用予定期間 着任日から令和9年3月31日まで

※活動実績に基づき、最大通算3年まで延長します。



詳しくは市のホームページ
をご覧ください↓



■応募に関する問い合わせ先

東広島市役所
地域政策課 地域政策係
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
電話 082-420-0401

■ぶどう栽培に関する問い合わせ先

東広島市産業部
東広島市園芸センター
〒739-0267 東広島市志和町別府10247番地
電話 082-433-4411

東広島市地域おこし協力隊募集要項（東広島市安芸津町〈ミッション型〉）

【広島県東広島市の紹介】

東広島市は、広島県のほぼ中央に位置しており、古くから、穀倉地帯が広がる西国街道（山陽道）の要衝として栄えてきました。

市政の主な流れを振り返ると、賀茂学園都市建設のプロジェクトとして、広島大学の統合移転の決定後、昭和49（1974）年に西条町、八本松町、志和町、高屋町の4町が合併し、東広島市は誕生しました。

その後、広島中央テクノポリス建設のプロジェクトにより、産業基盤、都市基盤、高速交通網、生活基盤、近畿大学工学部などの整備がさらに進み、この2大プロジェクトの推進により、全国的にもその成長が注目される都市となりました。

そして、平成17（2005）年2月7日には、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町と合併しました。

面積は、約635 k㎡、標高214.26m、市域内には、標高500m前後の山地が広く分布し、中央部の黒瀬川沿いに開ける盆地状の沖積低地に首邑の西条市街が形成されています。合併後は、歴史的・文化的な資源をはじめ、内陸部の山々や、赤瓦の家屋が映える田園風景、瀬戸内海の多島美を臨む海岸線など、本市の特色である豊かな自然環境に広域性と多様性が加わるとともに、広島国際大学など、学術研究機能の厚みが増し、さらに魅力を備えた都市となりました。

【東広島市安芸津町】

今回活動していただく安芸津町は、東広島市の南部に位置し、本市で唯一瀬戸内海に面しており、万葉のころから潮待・風待の港となった素晴らしい湾があります。また、江戸時代には広島藩の米蔵が置かれるなど、交通の要衝、物流の拠点、海運の町として栄えてきました。

JR呉線と国道185号からなる東西の軸、本市の中心部と安芸津町を結ぶ主要地方道安芸津下三永線による南北の軸が形成されているほか、大崎上島町と航路で結ばれています。

温暖な気候で風光明媚な景観など、豊かな自然環境の中で特色ある農業（びわ、柑橘類、じゃがいも等）や水産業が営まれているほか、沿岸部には工業系の企業が集積しています。

一方で安芸津町は、人口の減少、高齢化、空き家の増加が続いています。また、若者に魅力的な雇用の場が少なく、若い世代が流出し、地域活動の担い手不足や地域の支え合いの力が弱まっていることが課題となっています。

こうした状況の中、安芸津町には国や県の果樹研究機関が所在し、この国の研究機関で「ぶどう品種であるシャインマスカット」が開発されたことから、発祥の地であることを活かし、「ぶどうの産地化」による地域活性化を目指しています。また、複数の生産者による継続的な栽培と、地域ブランドの確立を目指す取り組みについて進めていくとともに、新規就農者の支援や農地の確保、技術指導などを通じて、定住促進と地域の農業振興を図っていきます。

【募集する地域おこし協力隊員】

今回募集する地域おこし協力隊員は、安芸津町に移住し、ぶどう栽培を通じて地域の活性化に貢献することを目的としています。安芸津町はシャインマスカットの発祥地として知られており、今後の産地化に向けた担い手の育成が急務となっています。協力隊員には、任用期間中に栽培技術の習得、農地の整備、販路の開拓などの活動を行っていただきます。

市は関係機関と連携し、新規就農に向けた支援を行うほか、農地の選定・確保についても協力します。任用期間終了後も安芸津町でぶどう栽培を継続し、地域の農業経営者として定着する意思のある方を歓迎します。活動を通じて、地域住民との交流や協力を深めながら、地域資源を活かした農業振興に取り組んでいただきます。

1 応募資格

- (1) 日本語でのコミュニケーションが十分にできる方（性別・国籍は問いません）で、年齢は不問といたします（ただし、認定新規就農者制度や国等の補助事業・交付金制度の活用の観点から年齢が40歳未満の方が望ましい）。
- (2) 次のア～エのいずれかに該当する方。
 - ア 三大都市圏内の都市地域に住所を有する方又は三大都市圏内外の一部条件不利地域であって、条件不利区域以外に住所を有する方
※ 地域要件の詳細については、総務省「地域おこし協力隊」ウェブサイトに掲載されている最新の「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認いただくか、東広島市役所地域政策課（082-420-0401）までお問い合わせください。
 - イ 2年以上地域おこし協力隊員として活動した経験があり、かつ地域おこし協力隊の解嘱の日から1年以内の方
 - ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）参加者として2年以上活動した経験を有する者であって、かつJETプログラムを終了してから1年以内の方
 - エ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方
- (3) 農作業を中心とした農業の経験がある方。
- (4) 活動終了後に東広島市安芸津町でぶどう栽培を継続して就農することにより、農業経営者として、ぶどうの産地化を目指すという強い意志がある方。
- (5) 一定の自己資金を有する方。
※ 就農（ぶどう栽培）するにあたり、農地の賃借・購入、資材や農機具の購入など本人に帰属する財産取得のための準備資金（自己資金）が必要です。
- (6) 心身ともに健康で、地域住民及び関係機関と協力しながら、自らの意思及び責任において就農活動に取り組める方。
- (7) ワード、エクセルなどの一般的なパソコン操作（Microsoft等）が可能で、インターネット環境やその機能（SNS等）を活動に活かすことが可能な方。
- (8) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転できる方（AT限定可）。
- (9) 地方公務員法第16条のいずれの欠格条項にも該当しない方
 - ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 東広島市職員として懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 募集概要

- (1) 募集人数 1人
- (2) 活動地域 東広島市安芸津町（事務拠点：安芸津支所）
- (3) 活動内容 ミッション型（ぶどう栽培を目的とする）
ぶどう栽培を目的として安芸津地域で、主に次のような活動をしていただき、ぶどうの産地化を実現していくことで、地域の活性化を目指します。
●就農予定地の整備 ●栽培技術の習得 ●販路の開拓 など

3 雇用形態

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として任用します。

※ 1カ月の条件付採用期間があります。

※ 会計年度任用職員は地方公務員法上の服務及び懲戒に関する規定が適用されます。

4 任用予定期間

着任日から令和9年3月31日まで

※ 従前の活動実績に基づく能力の実証により、再度の任用を行う可能性があります。

(最大通算3年まで)

5 勤務日・勤務時間等

地域おこし協力隊の活動を市の勤務として取り扱います。

(1) 勤務日は、月曜日から木曜日までの週4日とし、標準的な勤務時間は、9時から17時まで(休憩は1時間)とする(週28時間)。ただし、業務の都合により休日に勤務した場合は、勤務日を休日として振替えることがあります。

(2) 休日は、金・土・日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)とします。

(3) 年次有給休暇は最大7日、その他休暇制度があります。

6 報酬等

月額184,714円(地域手当に相当するものを含む)

通勤に係る交通費(規定により別途支給)

期末手当、勤勉手当(規定により別途支給)

※ 給与改定により、支給額が増減する場合があります。

※ 副業を可とします。

7 その他勤務条件等

(1) 社会保険(健康保険・厚生年金)、雇用保険への加入

(2) 「広島県市町の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」による公務災害補償の適用

(3) 活動期間中の住居については、隊員自身で探していただき、家主と隊員との間で賃貸借契約を交わします。なお、家賃については市が補助(上限一月当たり5万円)します。

(4) 業務に利用する消耗品等については、予算の範囲内で市が提供し、業務に利用する車両、パソコンについては、同様に市が貸与します。(ただし、貸与する車両を、隊員の生活のために利用することはできません。自家用車を準備していただくことをお勧めします。)

8 応募手続きについて

(1) 募集期間は令和7年12月26日(金)から令和8年3月31日(火)まで

(2) 指定の申込書・自己PRシートに必要事項を記入して、東広島市地域政策課に提出してください。提出は、郵送、メールを可としますが、送付後に市に届いたか否かの確認の電話をしてください。

※ 各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

※ 応募状況等によって、予告なしに募集受付を停止・終了する場合があります。

※ 応募をご検討されている方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【送付先】

〒739-8601

広島県東広島市西条栄町 8 番 29 号

東広島市 地域振興部 地域政策課

電話 082-420-0401

M A I L hgh200401@city.higashihiroshima.lg.jp

9 選考・現地案内について

(1) 選考方法は次のとおりとします。

ア 【第1次選考】書類選考

応募を受け付け次第、申込書・自己PRシートを基に書類選考を行います。

選考結果は概ね2週間程度で応募者に文書により通知します。

イ 【第2次選考】面接選考

第1次選考の合格者を対象に、東広島市役所（本庁又は支所）又はオンラインで1次選考合格者と日程調整のうえ面接を行います。なお、選考に要する交通費や滞在費等の支給はありません。

第2次選考終了後、概ね1週間程度で結果を受験者に文書により通知します。

(2) 第2次選考の内定者に対して、現地案内会を実施します。

※ 現地案内会については、本市の職員が町内を案内しますので、現地案内会での交通費はかかりませんが、本市までの往復の交通費や滞在費の支給はありません。

■応募に関する問い合わせ先

東広島市 地域振興部 地域政策課

〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号

電話 082-420-0401

M A I L hgh200401@city.higashihiroshima.lg.jp

■ぶどう栽培に関する問い合わせ先

東広島市 産業部 東広島市園芸センター

〒739-0267 東広島市志和町別府 10247 番地

電話 082-433-4411

M A I L hgh334411@city.higashihiroshima.lg.jp

地域おこし協力隊制度（ミッション）を活用したぶどう就農スケジュール

